

○公 告

警備員等に対する検定の実施について

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づく検定を次のとおり実施します。

令和 6 年 4 月 5 日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

1 検定の種別、級、実施日時及び場所

(1) 検定の種別及び級

雑踏警備業務 2 級

(2) 実施日時

令和 6 年 7 月 19 日（金）午前 9 時から終了までの間

（受付時間 午前 8 時 40 分から午前 8 時 55 分までの間）

(3) 実施場所

愛媛県松山市上野町甲 650 番地

えひめ青少年ふれあいセンター（電話 089-963-3166）

2 受検定員

10 人

3 受検資格

(1) 愛媛県内に住所地を有する者

(2) 愛媛県内の営業所に属している警備員（愛媛県外に住所地を有する者を含む。）

4 受検手続

(1) 検定申請書の受付期間

令和 6 年 5 月 13 日（月）から 5 月 17 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間

(2) 検定申請書提出先

提出書類は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

ア 愛媛県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署

イ 県外在住警備員

営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1 通

イ 写真 2 葉

（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月

日を記入したもの。)

ウ 住所地を疎明する書面

住所地を管轄する警察署に申請する場合

エ 営業所所属証明書（警備業法施行細則様式第5号）1通

属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

オ 検定手数料

13,000円

検定申請書を提出する際、検定手数料に相当する額を愛媛県収入証紙により納付すること。

なお、納付した手数料は、原則返還しない。

## 5 受検票の送付

受検票は、後日、愛媛県警察本部から申請者の住所地宛てに送付する。

## 6 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

### (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における緊急の措置に関すること。

### (2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における緊急の措置に関すること。

## 7 合格者の発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

## 8 検定の実施

この検定は、徳島県公安委員会、高知県公安委員会、愛媛県公安委員会及び香川県公安委員会が共同で実施する。

## 9 その他

(1) 受検に際しては、受検票、受付票、筆記用具、室内用運動靴、警笛、雨衣を持参すること。

(2) 受検の際の服装は、警備業に従事している者は、制服、制帽（ヘルメット可）とし、その他の者は、作業服等活動しやすい服装及び運動帽とすること（ジャージ、Tシャツ不可）。

## 10 問合せ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室営業係（電話 089-934-0110（内線 3153））又は愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）